令和　　年　　月　　日

可児市長　様

**租税条約に基づく令和　　　年度市・県民税に関する届出**

　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令11条に基づき、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住民税の免除を受ける者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日 |  | 年齢 |  |
| 国籍 |  | 入国年月日 |  |
| 在留資格 |  |
| 在留期間 |  |
| 入国前の住所 |  |
| 納税地 |  |
| 在籍する学校、訓練を受ける事業所等 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除について | 所得税については、日本国と　　　　　　　　　 　　　　との間の租税条約第　　条第　 　項により、租税条約に関する届出書を令和　 年　 　月　　日に税務署に提出して免除を受けています。 |
| 免税となる所得 | 支払者名称 |  |
| 支払者所在地 |  |
| 所得の種類 |  | 支払金額 |  |
| 支払方法 |  | 支払期日 |  |
| 納税管理人※届出している場合 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| その他参考となるべき事項 |  |

**※添付書類**

・源泉徴収義務者が税務署へ提出した租税条約に関する届出書（税務署の受付印のあるもの）の写し

・在学証明書（学生である場合）

・事業等の修習者であることを証する書類（事業等の修習者である場合）

・交付金等の受領者であることを証する書類（交付金等の受領者である場合）

**※注意事項**

・提出期限は毎年3月15日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）

・期限後の免除は受けられません。また、届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられません。